沖縄県公立学校給食費無償化支援事業補助金交付要綱

令和７年２月３日制定
令和８年８月５日改正

（通則）

第１条　沖縄県知事（以下「知事」という。）は、学校給食費に係る保護者の負担軽減を行う市町村に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、沖縄の未来を担うこどもたちの健やかな育ちを支えることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　補助事業　補助金の交付対象となる事業をいう。

⑵　補助対象経費　補助金の交付対象となる経費をいう。

⑶　学校給食費　市町村が条例、規則、規程又は要綱等（以下「条例等」という。）で定める中学生の学校給食費をいう。

⑷　生徒　市町村立中学校に在籍している者をいう。

（補助の交付対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、市町村とする。

（補助事業）

第５条　補助事業は、次の各号に掲げる事業とする。

⑴　生徒の保護者が負担する学校給食費を減免する事業

⑵　非喫食者（主としてやむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者をいう。以下同じ。）に対する金銭給付その他の給付を実施する事業

（補助対象経費及び補助率）

第６条　補助対象経費及び補助率は、別表１に掲げるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費から除く。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する就学援助の対象者として市町村が認めた場合

⑶　生徒に学校給食の全部を提供しない場合（前条第２号の補助事業の対象者である場合を除く。）

３　補助対象経費の取扱いについては、別表２に掲げるところによる。

４　補助対象期間中に、学校給食費を改定する場合、条例等の施行日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、改定後の学校給食費を補助対象経費とする。ただし、適用を施行日の属する月以前に遡る場合、増額改定に当たっては、施行日の属する月から、減額改定に当たっては、適用の日から改定後の学校給食費を補助対象経費とする。

（補助対象期間）

第７条　補助対象期間は、市町村立中学校において学校給食の提供を実施した日から、その日が属する年度末までとする。

（補助金の交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が定める期日までに、沖縄県公立学校給食費無償化支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第９条　知事は、前条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は補助金の交付を決定し、市町村に通知する。

２　知事は、前項に規定する決定に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条　市町村は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を取り下げることができる。

（事情変更による決定の取消し）

第11条　知事は、この補助金の交付を決定した後に、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（補助金の請求）

第12条　市町村は、補助金の交付の決定に基づき、補助金の一部について、概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　市町村は、第19条の規定による補助金の額の確定に基づき、その支払いを受けようとする場合は、精算払請求書（別記第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第13条　市町村は、交付決定後、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ沖縄県公立学校給食費無償化支援事業補助金変更交付申請書（別記第５号様式。以下「変更交付申

請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の20％以内又は500万円以内の減額の場合は、この限りではない。

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、その内容を市町村に通知する。

（補助事業の中止等に係る承認）

第14条　市町村は、補助事業の中止又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した中止（廃止）承認申請書（別記第６号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の完了時期）

第15条　市町村は、第９条の規定による交付決定を受けた補助事業を各年度の末日までに完了しなければならない。

（事故報告）

第16条　市町村は、補助事業が各年度の末日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等について書面により知事に報告しなければならない。

（状況報告）

第17条　市町村は、第９条の規定による交付決定を受けた補助事業に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を沖縄県公立学校給食費無償化支援事業状況報告書（別記第７号様式。以下「状況報告書」という。）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

２　知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、状況報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第18条　市町村は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、沖縄県公立学校給食費無償化支援事業補助金実績報告書（別記第８号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第19条　知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

（交付決定の取消し）

第20条　知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第19条の規定により補助金の額を確定した後においても適用する。

３　知事は、第１項の規定による取消しをしたときは、速やかに市町村に通知する。

（補助金の返還等）

第21条　知事は、第11条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じる。

２　知事が第19条の規定による補助金の額を確定した場合において、市町村は、確定した額を超えて補助金が交付されているときは、当該超過額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第22条　知事が第20条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、前条第１項の規定により補助金の返還を命じたときは、市町村は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

２　知事が補助金の返還を命じた場合において、市町村は、定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（補助事業の経理等）

第23条　市町村は、補助事業に要する経費について、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、補助事業の完了した日又は廃止の承認があった日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第24条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年８月５日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

２　１による改正前の交付要綱に基づき決定した事業については、なお従前のとおりとする。

別表１（第６条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助の要件
⑴　生徒の保護者が負担する学校給食費を減免する事業	生徒の保護者（特別支援教育就学奨励費補助金（以下「就学奨励費」という。）の区分Ⅰ又は区分Ⅱの対象として市町村が認めた者は除く。）が負担する学校給食費	１／２	保護者からの徴収額は、学校給食費の１／２以下とすること。
	生徒の保護者のうち、就学奨励費の区分Ⅰ又は区分Ⅱの対象として市町村が認めた者が負担する学校給食費	１／４	保護者からの徴収額は、学校給食費の１／２以下とすること。
⑵　非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業	市町村が非喫食者の保護者に給付する学校給食費相当額	左に定める補助対象経費の額とする。 ただし、学校給食費の１／２以下とする。	

（注）１　特別支援教育就学奨励費補助金とは、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年５月１日文部大臣裁定）別記２に掲げる補助事業のこと。

２　区分Ⅰとは、特別支援学校への就学奨励に関する法令施行令（昭和29年６月22日政令第157号。以下「令」という。）第２条第１号に掲げる区分のこと。

３　区分Ⅱとは、令第２条第２号に掲げる区分のこと。

別表２（第６条関係）

事例	有償無償の別	補助対象経費
月の途中での転校又は死亡の場合	有償の市町村	当該月において、市町村の取決めにより学校給食費を減額した場合は、減額後の学校給食費
	無償の市町村	・当該月における生徒の在籍期間における給食日数に学校給食費の日額を乗じて得た額。ただし、学校給食費を上限とする。 ・市町村において学校給食費の日額を定めていない場合は、学校給食費の年額を市町村が条例等で定める年間の基準日数（定めが無い場合は200日）で除した額（１円未満は切り捨て）を日額とする。
欠席の場合	有償の市町村	当該月において、市町村の取決めにより学校給食費を減額した場合、減額後の学校給食費
	無償の市町村	・当該月において、欠席の生徒に学校給食を用意した日が１日以上ある場合は、学校給食費 ・当該月において、欠席の生徒に学校給食を用意した日が１日も無い場合は、当該月は補助対象外
食物アレルギー等により給食の一部の提供の場合	有償の市町村	当該月において、市町村の取決めにより学校給食費を減額した場合は、減額後の学校給食費
	無償の市町村	学校給食費